

議第72号

三島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例案

三島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和44年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「年7.3パーセント」を「年14.5パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあっては、年7.3パーセント）」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附則第3項中「、第13条第1項に規定する還付加算金の年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず」及び「（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）」を削り、「その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「第13条第1項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期間であってその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同項の規定の適用については、同項中「年7.3パーセントの割合」とあるのは、「附則第2項に規定する特例基準割合」」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第2項及び第3項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士